

令和4年度第8回御船町議会定例会（2月会議） 議事日程

令和5年2月9日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

12番 清水 聖 君

1番 中城 峯 雄 君

第2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第3 報告第11号 御船町国民保護計画の変更について

第4 議案第46号 令和4年度御船町一般会計補正予算（第9号）について

第5 発議第2号 予算決算特別委員会の設置について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 中城 峯 雄 君 2番 井 藤 はづき 君

3番 宮 川 一 幸 君 4番 福 本 悟 君

5番 田 上 英 司 君 6番 増 田 安 至 君

7番 森 田 優 二 君 8番 岩 永 宏 介 君

9番 福 永 啓 君 10番 田 上 忍 君

11番 藤 川 博 和 君 12番 清 水 聖 君

14番 池 田 浩 二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安 田 哲 也 君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 藤 木 正 幸 君 副 町 長 宮 本 正 君

教 育 長 上 杉 奈 緒 子 君 総 務 課 長 野 口 壮 一 君

企画財政課長	本田 隆裕 君	町民税務課長	畑野 英樹 君
福祉課長	西本 和美 君	こども未来課長	沖 勝久 君
健康づくり保険課長	作田 豊明 君	農業振興課長	井上 辰弥 君
商工観光課長	河地 克敏 君	建設課長	島田 誠也 君
環境保全課長	鶴野 修一 君	会計管理者	田中 智徳 君
学校教育課長	本田 恵美 君	社会教育課長	緒方 良成 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から、令和4年度第8回御船町議会定例会2月会議を再開します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番、清水聖議員、1番、中城峯雄議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をいたします。

1月26日に議会運営委員会を開催し、2月会議の議事日程について協議を行いました。
第8回御船町議会定例会2月会議の会期日程は、本日2月9日の1日間と決定しました。

次に、議会全員協議会を2月3日に開催し、執行部から2月会議に提出される議案の説明や諸報告があったほか、各委員会から活動状況等の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査について報告します。
令和4年11月分の出納検査は12月20日から2日間、12月分の出納検査は令和5年1月19日から2日間行われました。検査結果は議席に配布しております報告書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

はじめに、総務課について報告します。

御船町消防団において、火気の使用頻度が高くなる年末における火災予防の徹底を図るための年末警戒を実施いたしました。出発式を12月27日に行い、榊建一団長以下団員78名が参加し、出立式後各分団に分かれて、火災予防の広報活動を行いました。

1月8日には、御船町消防団出初式を御船川河川敷で開催し、団員216名が参加いたしました。新型コロナウイルス感染症対策に配慮して団員のみでの実施となりましたが、女性消防隊とともに小型ポンプ29台、全車両による一斉放水が行われ、頼もしい活動ぶりでありました。

次に、企画財政課について報告します。

全職員を対象としたSDGs推進に関する研修会を1月12日にカルチャーセンターにおいて開催しました。講師に熊本県立大学国際教育交流センターの田中耕太郎特任教授を招き、「SDGsと多文化共生社会の実現」と題して講演をいただきました。

2月4日には、御船町地域おこし協力隊の活動報告会をカルチャーセンターにおいて開催しました。報告会は、地域おこし協力隊の日頃の活動の理解を深め、地域活性化の推進を図ることを目的に開催したものです。当日は、多くの方々の来場があり、全隊員が活動状況を報告いたしました。

次に、商工観光課について報告します。

コストコ及びMifune Terraceに次ぐ第3の企業誘致施策として進めてまいりました木倉地区への賃貸型物流施設について、12月21日に有限会社林商店及び株式会社林倉庫と御船町による立地協定を締結しました。南九州の物流拠点形成に向けて、この誘致が雇用創出や定住促進などにつながることを期待しております。

次に、環境保全課について報告いたします。

上益城5町のごみ処理施設整備について、1月30日に七滝中央小学校で、また2月6日にカルチャーセンターにおいて、御船町主催の環境アセスメントに関する住民説明会を開催いたしました。今回の説明会は、1月24日に事業者が環境アセスメントの配慮書を公表し縦覧を開始したことに伴せて、町が住民の皆様に環境アセスメントとは何か、公表された配慮書の内容はどのようなものか、環境アセスメントにおいて住民が何ができるのか

などについて説明するため、事業者の説明を求める形で開催いたしました。今後も、事業者による環境アセスメントの手続が行われる過程において、施設の立地が予定されている町として、町民の皆様に対し丁寧な対応に努め、この事業がよりよい事業となるよう取り組んでまいります。

次に、社会教育課について報告します。

第47回上益城郡町対抗駅伝が12月11日に開催されました。上益城郡内から5チームが参加し、御船町の結果は3位でした。また、令和5年御船町二十歳を祝う会を1月8日にカルチャーセンターにおいて開催しました。成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、本町では昨年まで実施してきた成人式を、新たに「御船町二十歳を祝う会」として、20歳になられた方の門出を祝福する式典といたしました。第1部では新成人182名を祝う式とし、第2部は実行委員会の自主運営により、小中学校時代の恩師をゲストとして招き、温かい祝辞をいただきました。関係各位の御協力と御指導のもと、新型コロナウイルス感染防止対策を行い開催できましたことに対し、心よりお礼を申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 報告第11号 御船町国民保護計画の変更について

### 日程第4 議案第46号 令和4年度御船町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第11号、「御船町国民保護計画の変更について」から、日程第4、議案第46号、「令和4年度御船町一般会計補正予算（第9号）について」まで2件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 本定例会に提案している報告並びに議案について、説明いたします。

報告第11号、御船町国民保護計画の変更について。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき策定している御船町国民保護計画について、国の基本指針及び熊本県国民保護計画が変更されたことに伴い、令和4年12月20日に開催した御船町国民保護協議会への諮問及び熊本県の協議を経て計画を変更しましたので、同法第35条第6項に基づき、議会へ報告するものであります。

次に、議案第46号、令和4年度御船町一般会計補正予算について説明いたします。令和4年度御船町一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出それぞれ1,500万円の増額補正

であり、国の補正予算に基づき実施される出産・子育て応援給付金事業を実施するために必要な予算を計上するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第11号、「御船町国民保護計画の変更について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（田上英司君） 武力攻撃等の事態等における国民保護のための措置に関する法律の一部改正についての質問ですが、御船町国民保護計画の変更について、お尋ねいたします。3点、お尋ねいたします。

まず1点目です。ただいま町長から、変更に至った経緯は御説明いただきましたが、この計画の一部改正に至った経緯について、日本国政府または熊本県の指示なのか、もしくは御船町が自主的に、積極的にされた変更なのか、というのをお聞きしたかったのです。

いずれにしても、現状、国際的な不穏な状況の中に、この法律の目的は住民の避難であり、住民にはもちろん戦う火器もない、そして戦う必要はないんですが、避難が優先して事前対策は必要ということは、もう当然です。

そこで、我々住民は、いわゆる仮想敵国という、みなさんどこがミサイルを撃ってくるのではないかというのは、それぞれのお考えがあると思うのですが、仮想敵国といわれるものがございますが、御船町住民の個人のイデオロギーと、そういうのには関係なく、国レベルで国際条約に違反して攻撃してくると。物事は備えあれば憂いなしといいますが、これはもう通用しないんです、そういう場合はですね。いたずらに我々も住民の危機感をおおることなく、町長を筆頭に「守るぞ御船町民」という団結力をもって、平素から住民に知らせておく必要が喫緊の課題ではなかろうかと考えるわけですが、どのような方法をもって住民に周知されるのか。これがまず1点目のお尋ねです。

○総務課長（野口壮一君） まず最初に質問がありました、この法律の改正の経緯ということで説明したいと思います。他国で武力攻撃が発生、また隣国からの弾道ミサイルも発射されているような昨今であります。国民保護事案への強化に向け、国民保護体制の実行性の高い対応へつなぐ法律改正が行われております。主な改正として、全国瞬時警報システム、Jアラートによる迅速かつ確実な情報の伝達と、Jアラートと連携する情報ネットワークシステムによる携帯緊急メール及び町のホームページでの緊急伝達周知の強化であります。

それから、住民への周知として、現在町のホームページで弾道ミサイルが発射された場合の身の安全を守る行動について掲載をしております。また本会議終了後、本計画を速やかに町のホームページに公表していく予定であります。町の広報紙等で幅広く住民に周知をしていきたいと考えております。

○5番（田上英司君） わかりました。では2点目のお尋ねですが、経験したことがない凶悪不正な事案、凶悪不正な侵害といいたいでしょうか、が発生することにより住民がパニックになる。これは当然です。不安、恐怖を除去して、安心材料を提供して避難誘導するには、時間も限られて急を要すると思います。

そこで、現地の調整所を設けて情報の一元化を図るというのは当然ですけども、その中で、個人行動をとる住民もいらっしゃると思うんですね。これは徹底には混乱を要すると思います。だからこそ、先ほどの緊急メールとか町のホームページとかに周知を図っていくと言われましたが、この行政の立場におられる担当者だけの平素の訓練も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） まず、職員の知識を向上させるために、緊急事態対応に向けて、今後、全国の中央研修所へ国民保護に係る研修への派遣、それから国の教材をもとに情報伝達及び避難に重点を置いた訓練に取り組んでいきたいと思います。また、職員だけの対応も限られておりますので、防災計画に掲げてあります自主防災組織で、緊急時における集団避難の必要性など、地域と連携した避難訓練に努めていきたいと考えております。

○5番（田上英司君） わかりました。それでは、3点目、これで最後の質問になりますが、お尋ねになりますが、いただきました資料の50ページに、町長による避難住民の誘導というのが記載されております。ミサイル等の落下地点は全く誰もわからないわけですよね。その中で、また緊急な状況下であり、それはもうバラバラ当然避難されるだろうと思いますが、町長の判断は不可能と推察されます。そのときの現地責任者に託すことが妥当ではないかなと考えます。

それで誤りますとね、この被害の矛先を行政に向けられるということが多々考えられますので、これはもう現地の責任者に託してやるということと、これは要望ですけども、個人の地下シェルターの設置が今全国ではあちこち見られます。個人の地下シェルター設置への行政の補助等の検討をお願いしていただければと要望いたします。

○総務課長（野口壮一君） 実際に武力攻撃が発生した場合に、最初に現地のほうに設置され

る現地調整所にまず職員を派遣し、現地情報を対策本部へ随時伝達していく体制を整えて、この情報をもとに町長が消防関係者を指揮し、また住民の避難を誘導していくことが考えられると思います。

最後に、個人の地下シェルターの設置に対する町の支援というお話でしたけれども、今後、町も検討させていただきたいと思います。

○6番（増田安至君） これにはずいぶん、国・県、そして下りてきて町という流れと、非常に情報伝達に時間がかかる内容になっていまして、町長自ら判断して全てを命令するというのはできないということだったんですけど、昨日参議院ですかね、委員会見てましたら、県知事までぐらいはある程度の権限を持つという話もう進んでいまして、それはそれで、指示系統が少し下りてきたのでいいのかなと思ったんですけど。私が御船町に要望したいのは、トンネルを利用した避難の場所の指定とか、要はミサイルが来る、火が上がる、そういうときにどこの場所にといい想定をしとってほしいということを常に願っていますので、恐竜公園の水の中とか、プールの中にはなかなか逃げ込むことはできないでしょうけれども、そういった避難所を想定した形をすぐ町長命令で出せるような形をとってほしいなと願っていますので、それはお願いします。

○8番（岩永宏介君） 昨今の国際情勢等をふまえて、これは非常に大事なことだと思うんですが、今日配られた令和4年度御船町防災訓練の実施についてという通知なんですけど、これとは、その際に、これと関連づけの説明あたりが必要じゃないかなと思うんですね。

といいますのは、私はやはりもう何十年しかないわけですから、猶予もあまりないんですよね。だから、それを考えると、例えば社会的に自分で避難ができない、例えば独居の老人の方とか独居の高齢者とか、あるいは社会的な弱者といいますか、自分で行動できない人とか、そのあたりの方々のことも今考えて、やはりしておく必要があると思います。そしてやはり落ち着いて避難が、避難といいますか、これはもう限られた時間ですのでかえって、非常にJアラート等が頻繁に鳴るような状況になってくると、不安が募ってきてパニックに繋がらないとも限りませんので、最悪なケースをしっかりと考えて、そのあたりをやってほしいなと思っております。

また、これに併せて何か説明を住民にもきちんと、放送でするよりもやはり人間がフェースツーフェースでしていったほうがいいと思っていますので、御検討をお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 今の議員御指摘のとおり、町のほうでは、防災計画との絡みが大

きいと考えております。今各地区に地区防災計画の策定を促しております。これと、こういう緊急事態のときに、この自主防災組織で、どうみんなで避難していくかということを問われているというものになります。ぜひ、こういう区長さんあたりを、それから育成しました防災士あたりの研修の際に、しっかりとその辺を併せて説明をしていきたいと考えております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

日程第4、「議案第46号、令和4年度御船町一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 2点について伺います。まず1点目であります。

今回の出産・子育て応援給付金、こちらの支給の流れについて説明を求めたいと思います。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

この支給の流れなんですけれども、この議会終了後、今準備を進めておりますけれども、令和4年4月1日に遡りまして、母子手帳を交付された方々全ての方に通知をするところで今計画をしているところです。

その後、今後3月になりましたら、手帳の交付に申請方式で、これは国が定めてある国の実施要綱にも申請と書いてありますので、それに従いまして、申請していただきまして、しっかりした支援、相談などを伝えていくならということで考えています。

○4番（福本 悟君） それでは、2点目ですけれども、今回出産に関しては、令和4年の4月から令和5年の1月、それと母子手帳を交付された方については、同じく令和4年4月から令和5年の3月までと。では、この期間、いろいろな関係で、転入・転出された場合には、これはもう、対象者の任意で、どちらの自治体でも請求できるというような施策でしょうか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） この事業につきましては、住民票のある市町村で行うとなっていますけれども、この期間中に転出された方につきましても、通知文をお送りし



まして、その周知を図っていきたいとことで考えています。

○議長（池田浩二君） ほかに。

○4番（福本 悟君） 一点、確認ですけど、現時点での住民票地で請求ということでしょうか。それぞれ出産等、今回は母子手帳とありますので、それぞれ現時点での住民票のあるところ、任意ではこれではできないのですか。もともとの申請地から転入・転出したら、御船町からこの期間出られました。御船町に入ってこられましたと、そういう場合は必ずしも現時点の住民票のあるところで申請ということになるのでしょうか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

現時点での住所で申請することになっております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、「議案第46号、令和4年度御船町一般会計補正予算（第9号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 発議第2号 予算決算特別委員会の設置について

○議長（池田浩二君） 日程第5、発議第2号、「予算決算特別委員会の設置について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○9番（福永 啓君） 発議第2号、予算決算特別委員会の設置について。

表記の議題を御船町議会会議規則第14条の規定により提出する。提案理由、御船町議会委員会条例第5条に基づき、予算決算特別委員会を設置する。これが議案を提案する理

由である。

提出者、御船町議会議員、福永啓。賛成者、御船町議会議員、中城峯雄、同じく井藤はづき、同じく宮川一幸、同じく田上忍、同じく藤川博和、以上です。

○議長（池田浩二君） これで提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

福永議員、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、「発議第2号、予算決算特別委員会の設置について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり決定いたしました。

お諮りします。

委員の選任については、御船町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議員全員を指名したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

したがって、予算決算特別委員は議員全員を選任することに決定しました。

次に、予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行います。場所は審議会室を用意しておりますので、その中で、正副委員長の互選をお願いします。

選任のため、しばらく休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時36分 休 憩

午前10時42分 再 開

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（池田浩二君） 引き続き、会議を開きます。

予算決算特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、安田議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（安田哲也君） 報告します。

委員長、福永啓議員。副委員長、井藤はづき議員。以上です。

○議長（池田浩二君） ただ今の朗読のとおりです。

予算決算特別委員会の委員長に福永啓議員、副委員長に井藤はづき議員が決定しました。

これで、令和４年度第８回御船町議会定例会２月会議の議事日程は全て終了しました。  
お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和４年度第８回御船町議会定例会２月会議を終了します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前１０時４４分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員